

# 平成31年度 転入学・編入学 募集要項

和歌山県立伊都中央高等学校 通信制課程  
橋本市高野口町名古屋 558

## 1 転入学・編入学資格

- ・ 転入学……現在、高校に在籍している者
  - ・ 編入学……以前に高校に在籍し、中途退学した者
- ※ ただし、和歌山県内に住所を有する者もしくはその勤務地が和歌山県内にある者とします。

## 2 出願方法

転入学・編入学を希望する者は、**必ず事前説明会に出席**し、学習方法や仕組み等の説明を受けたうえで出願受付期間内に必要書類を提出してください。

※ 下記の日程については、5月以降も仮に平成31年にあたる年として表記しています。ご了承ください。

転入学	◇事前説明会実施期間		◇出願受付期間	
	4月入学	平成31年 2/8(金)～3/15(金)	平成31年 3/4(月)～3/19(火)	
7月入学	平成31年 5/24(金)～6/5(水)	平成31年 6/4(火)～6/11(火)		
10月入学	平成31年 8/20(火)～9/5(木)	平成31年 8/27(火)～9/6(金)		
	◇入学検査 出願日以降の指定する日時		◇出願受付 土・休・祝日除《郵送可・必着》	

編入学	◇事前説明会実施期間		◇出願受付期間	
	4月入学	平成31年 2/8(金)～3/15(金)	平成31年 3/4(月)～3/19(火)	
10月入学	平成31年 8/20(火)～9/5(木)	平成31年 8/27(火)～9/6(金)		
	◇入学検査 出願日以降の指定する日時		◇出願受付 土・休・祝日除《郵送可・必着》	

※1 **事前説明会の申し込みは、伊都中央高校通信制課程 (TEL:0736-42-2056) まで。**

※2 上記期間（土・休・祝日除く）でも説明会を実施できない日があります。4月入学は1/9(水)、7月入学は5/8(水)、10月入学は7/24(水)から電話等で、早めに申込願います。（転入学の場合は、在籍校管理職から連絡願います。）

※3 未成年の方は、事前説明会に保護者の方も必ず出席してください。転入学の場合は、担任の先生も同席願います。

## 3 出願書類

- ・ 転入学 ① 転学照会（転出校の様式）  
② 在学証明書  
③ 成績証明書・単位修得証明書  
④ 担任副申書  
〈生徒の氏名とふりがな、性別、学年、年齢、郵便番号、住所、電話番号、生徒の状況〉
- ・ 編入学 ① 入学願書（本校所定の用紙）  
② 成績証明書・単位修得証明書（前籍校発行のもの）  
**※ 合格後、健康診断票（本校所定の用紙）を提出してください。**

## 4 入学検査 面接、作文

## 5 合格発表 本人宛に通知します。（転入学の場合は、転出校にも通知します。）

### 卒業要件

- ① 前籍校と合わせて、高校在籍期間が3年間以上。
  - ② 前籍校の修得単位数（本校で認定した単位数）と本校での修得単位数の合計が74単位以上（必履修科目を含む）。
  - ③ 前籍校と合わせて、特別活動の時数が30時間以上。
- ※ 加えて、本校に1年間以上在籍し、8単位以上を履修・修得し、特別活動の出席時数が10時間以上のすべてを満たすことが必要です。また、卒業年度に当たる生徒については、7月入学・10月入学に係る特例があります。（別紙参照のこと）

## 和歌山県立伊都中央高等学校通信制課程 7月入学・10月入学に係る卒業年度に当たる生徒の特例について

本校では、従来、卒業要件として、

- ① 74単位以上の修得
- ② 高等学校への3年以上の在籍
- ③ 30時間以上の特別活動時間数

が必要であることに加え、

- ④ 本校で1年以上の在籍が必要としております。

しかしながら、生徒の一層の学びやすさや卒業要件について検討を重ね、**卒業年度に当たる生徒**の転入について、一定の条件を満たせば、1年未満の本校在籍であっても卒業を認定することとしました。

ただし、7月入学・10月入学の生徒は、受講登録の上限が20単位のため、本校での修得単位を加えて、卒業単位の74単位以上の修得が見込まれる場合にのみ、この特例の対象となります。

※ 対象者（本校で、特例対象者と認定する生徒）は、「**前籍校の修得単位のうち本校で認定する単位**」が**54単位以上**ある生徒となります。

なお、この制度（1年未満の本校在籍であっても卒業を認定する。）は、卒業年度に当たる生徒にのみ適用されます。

- ・ 20単位を上限として受講登録することができます。
- ・ 卒業には74単位以上の修得が必要です。  
「本校で修得する単位」と、「前籍校の修得単位のうち本校で認定する単位」を併せて、74単位以上あれば卒業に必要な単位数に達します。
- ・ 卒業には、高等学校に3年以上の在籍や特別活動等時間数が必要です。このため、本校で、特別活動の行事やLHRに10時間以上、参加・出席する必要があります。

## 和歌山県教育委員会HP 和歌山県立高等学校への転入学・編入学について

### ● 転入学・編入学

- ・ 転入学とは、高等学校に 在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に入学することをいいます。
- ・ 編入学とは、外国からの帰国者、高等学校を中途退学または卒業した者、高等学校とは 種類の異なる学校（高等専門学校等）に在籍している者が、高等学校の第1学年途中または第2学年以上に、入学することをいいます。

**本県の転入学・編入学の受け入れについては、下記に示す条件、手続き等により、各学校長の判断で行います。**

### 【転入学】

#### 1. 受入の条件

<前提条件>

(1) 全日制課程の場合は、生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。

定時制課程及び通信制課程の場合は、生徒が和歌山県内に住所または勤務先を有することが確実であること。

(2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。

(3) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。

<転入校での条件>（転入校とは、転入学を受け入れる学校をいう。）

(4) 前籍校と転入校との教育課程に大きく差異がないこと。

(5) 転入校において、教育上支障のないこと。（定員など）

**上記(1)から(5)のすべてを満たした場合、原則として転入校は転入学の手続きを始めることとなります。**

#### 2. 学力検査等

各学校(転入校)により異なりますが、原則として学科試験及び面接等を行います。

#### 3. 受付の時期・転入学の手続・必要書類等

各学校により異なるため、詳細は公立学校一覧から転入学希望校の転入学・編入学情報を参照してください。

**また、上記1、2についても、転入を希望する学校に直接ご確認ください。**

### 【編入学】

学年に相当する年齢 以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、転入学の受付の条件<前提条件>(1)を満たす者に対して、編入先の学校長が試験等を実施したうえで、編入学を許可します。

#### ○ 転入学・編入学等の問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局 県立学校教育課高校教育指導班

電話 073-441-3681

## 平成31年度和歌山県立高等学校入学者選抜 (通信制課程) 実施要項

### 1 設置校

通信制課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

- ・和歌山県立伊都中央高等学校 〒649-7203 橋本市高野口町名古曾558
- ・和歌山県立きのくに青雲高等学校 〒640-8137 和歌山市吹上五丁目6-8
- ・和歌山県立南紀高等学校 〒646-0024 田辺市学園1-88

### 2 出願資格

出願することができる者は、和歌山県内に住所を有する者もしくは勤務地が和歌山県内にある者又はその他特別の事由により志願先の高等学校長が適当と認める者とし、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、科目履修生として特定の科目を履修しようとする者は、次に掲げる者以外のものであっても、相当年齢に達しており、志願先の高等学校長が該当科目を履修することができることを認めるときは、当該高等学校に出願することができる。

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は平成31年3月修了見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了又は修了見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了又は修了見込みの者
- (5) 旧青年学校本科第1学年又は旧中等学校第3学年を修了した者、その他文部科学大臣の指定した者
- (6) 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された生徒で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) 出願先の高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。ただし、出願にあたっては、志願先の高等学校に電話等で問い合わせ、必ず事前説明を受けること。

平成31年3月4日（月）から平成31年3月29日（金）まで 午前9時から午後3時まで  
（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

郵送の場合は、「通信制課程出願」と明記したうえ、「書留」とし、平成31年3月4日（月）から3月29日（金）までの消印のあるものに限る。

なお、出願先の高等学校長がやむを得ないと認めた場合は、平成31年4月8日(月)まで出願を受け付けることができる。

#### 4 出願手続

入学志願者は、次の書類等を志願先の高等学校長に提出すること。ただし、平成31年3月中学校卒業見込みの者は、在学する中学校長を経て、提出すること。

(1) 入学願（別記第1号様式）

(2) 平成31年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第2号様式）  
平成25年3月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出すること。

#### 5 入学者の選抜

(1) 出願者は、出願先高等学校長が実施する面接等を受けるものとする。なお、面接等の日時等については、出願先高等学校長が指定する。

(2) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）及び面接等の結果を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

#### 6 合格者の発表

平成31年4月5日（金）まで（第3項なお書きにより出願した者については、出願受付後10日以内）に受検者に対し通知書を発送する。

#### 7 入学資格認定検査

第2項第7号に該当する旨の認定については、平成31年3月12日（火）に志願先の高等学校で行う。受検希望者は、平成31年3月4日（月）正午までに、志願先の高等学校長に願い出ること。

#### 8 実施上の留意事項

(1) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を平成31年4月12日（金）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

(2) 平成31年3月中学校卒業見込みの者以外の合格者は、和歌山県立高等学校入学者健康診断票（別記第3号様式）を平成31年4月12日（金）までに、進学先の高等学校長に提出すること。（平成31年1月1日以降に受診したものとする。）

(3) 前各項のほか、入学者選抜に関し必要な事項は、出願先の高等学校長の定めるところによる。